

# 学校いじめ防止基本方針（令和6年）概要版

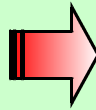
板橋区立板橋第二中学校

## I 「いじめ問題に関する基本的な考え方」

### 1 いじめの定義

- ・国・いじめ防止対策推進法 (H25, 9月)
- ・都・いじめ防止対策推進条例 (H26, 8月)
- ・都・いじめ防止対策推進基本方針 (H26, 10月)
- ・区・いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例 (H26, 10月)

当該生徒と一定の人間関係にある生徒が心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む）であって、当該生徒が心身の苦痛を感じているものを言う。



### 2 本校のいじめに対する考え方

本校の教育課程の2つ目に「思いやりをもち責任ある行動がとれる人」を掲げている。このことは学校が安心して生活することができる場とするために、他人に思いやりの心をもって接し、一人一人が人として正しい行動がとれるようにすることが、いじめを防止するといった面でも重要な資質であると考えているからである。

いじめは重大な人権問題であり、絶対に行ってはいけない行為、許されない行為である。学校はいかなる理由があろうとも、いじめられた生徒の立場に立ち、必ず守るといふ毅然とした姿勢・態度で臨むものとする。

## II 「いじめに対する本校の組織」

### 学校いじめ防止対策委員会（生活指導部会を拡大）

校長・副校長・生活指導主任・保健給食主任・学年主任・学年生活指導担当・（担任）

### 学校教育相談委員会

保健・給食主任（主任養護教諭）生活指導主任  
・SC・学年担当・SSW

### 生活指導部会

生活指導主任・各学年担当  
保健・給食主任

## IV 「具体的な取組」

### 1 いじめの早期発見のための取組

- (1) 生徒観察により早期発見
- (2) アンケート調査
  - ① 年3回のふれあい月間に「いじめアンケート」
  - ② 年2回のHyper-QU結果の分析と声かけ
  - ③ 年1回のSCによる「カウンセリングルームアンケート」
  - ④ 年度末に行う、保護者学校評価アンケート
- (3) 教育相談週間（年2回）
- (4) 学校教育相談委員会（週1回開催）

### 2 いじめへの早期対応

- (1) 被害生徒への対応
- (2) 加害生徒への措置
- (3) 保護者への対応
- (4) 外部諸機関との連携と報告
  - ・板橋区教育委員会
  - ・板橋区教育支援センター
  - ・板橋警察署
  - ・板橋区子ども家庭総合支援センター

### 3 未然防止のための取組・（Ⅲ 年間指導計画）

- (1) 全教育活動を通して行う指導
- (2) 教科指導
- (3) 委員会活動
- (4) 情報モラル教育
- (5) 広報活動、地域小学校、外部との連携

### 4 校内研修（教職員対象）

〈「いじめ問題に対応できる力を育てるために」「人権教育プログラム」の活用〉

### 5 保護者及び地域社会との連携及び啓発

（学校いじめ防止基本方針の公表、民生児童委員との健全育成協議会、PTA・地域との連携）

### 6 いじめによる重大事態等への対処

重大事態発生の場合は「学校いじめ調査委員会」を招集する。  
（学校いじめ防止対策委員、PTA会長、コミュニティ・スクール委員長）

### 7 その他（取組の評価・マネジメントサイクルPDCAの活用）

〈保護者・生徒による学校評価、教職員による学校評価、学校関係者評価〉